

職業能力開発推進者の選任を!

—従業員のキャリア形成のために—

従業員のキャリア形成を支援し、個々の職業能力を存分に発揮してもらうことは企業の発展に不可欠な要素です。従業員の職業能力開発を計画的に企画・実行することが大切ですが、こうした取組を社内で積極的に推進していただくキーパーソンが「職業能力開発推進者」(以下「推進者」という)です。まだ、「推進者」を選任されていない事業主の方は、是非この機会に選任をお考えください。

推進者の選任は、「職業能力開発促進法」第12条において、事業主の努力義務とされています。

推進者とは…

企業内で次の役割を期待される方のことです!

事業内における職業能力開発計画の作成及びその実施に関する業務

効率的・効果的な職業能力の開発を進めていくには、時代の要請と変化を捉えた自社に最適な職業能力開発計画を作成することが何よりの近道となります。

当該事業所の労働者に対し、職業能力開発に関する相談、指導、周知等の業務

従業員からの能力開発に関する様々な相談などに対して、キャリア・コンサルティング技法を活用し、効果的な支援を行うことで、キャリアアップに繋がります。

国、都道府県、中央職業能力開発協会、都道府県職業能力開発協会との連絡に関する業務

職業能力開発行政機関との連絡を円滑に行うことで、自社に有益な能力開発に関する情報を入手することができます。

中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会では、職業能力開発推進者がその役割を果たせるよう、様々な支援体制を整えています。

バックアップ

職業能力開発推進者講習の実施

職業能力開発に関する様々な知識や技法を**参加費無料**で学べる「職業能力開発推進者講習」をご用意しています。

(詳しくは都道府県職業能力開発サービスセンターへお問い合わせください。)

『講習テーマ』例えば…

- ・キャリア・コンサルティング技法に関すること
- ・事業内職業能力開発計画の作成に関すること
- ・キャリア形成助成金の申請手続きに関すること など

サービスセンター業務

従業員の人材育成、職業能力開発計画の相談支援、情報提供など

厚生労働省人事労務マガジン

人事・労務関係の情報、法律改正、助成金等の制度改正、労務管理情報、雇用情勢などを提供する厚生労働省のメールマガジン

<http://merumaga.mhlw.go.jp/>

JAVADA情報マガジン

全国の職業能力開発に関する情報を働く人々から学生に向けて幅広く提供する中央職業能力開発協会のメールマガジン <http://www.javada.or.jp/>

- 選任** – 新たに推進者を選任する場合に選任に○をつけて提出してください。
- 変更** – 提出された「選任調べ」の記載内容に変更が生じた場合、どの項目であっても「変更調べ」の提出が必要になります。
必要箇所に記載のうえ、変更に○をつけて提出してください。
- 解任** – 事業所の廃止若しくは統合又は選任基準の変更（事業所単独選任から本社選任へ変更等）により、当該事業所において推進者を選任しなくなった場合（注1）に、提出時の事業所名にて必要箇所に記載のうえ、解任に○をつけて提出してください。

① **11桁の雇用保険の適用事業所番号**を記入してください。

また、現在雇用保険の手続中のため雇用保険適用事業所番号のない事業所は番号が確定次第、手続きをされた**都道府県職業能力開発サービスセンター**へご連絡ください。

② 代表者職・氏名は事業所の代表者名としてください。

(例) 事業主、支店長、工場長等。

印は代表者の印を押印します。代表者の印を所有しない場合は社印若しくは事業所を代表する印（私印でないもの）を押印してください。

③ 推進者の所属する事業所の所在地を記入してください。実質営業活動を行っている事業所と登記上の所在地とが異なる場合は、実際に活動を行っている所在地を記入してください。

住所変更の際は「変更調べ」に記入のうえ、提出してください。

④ 企業の主な事業内容は、⑩で選んだ事業内容について記入してください。

⑤ 資本金の額は、円単位で記入してください。

「事業所単独選任」または「本社選任」の場合は、企業全体の資本金額

「共同選任」の場合は、推進者の所属する企業単位（事業所単位）の資本金額

⑥ 推進者の役職名、氏名、連絡先をご記入下さい。推進者が2人以上選任されている場合には、総人数をカッコ内（1人の場合は1）に記入し、役職名氏名等は、国等との連絡に関する業務を担当する推進者を記入してください。

⑦ **事業所単独選任（原則）**：事業所単位により、単独で推進者を選任する場合。

本社選任 : 本社の推進者が事業所（支社等）の推進者を兼ねて選任する場合。

共同選任 : 本社選任以外の複数企業、複数事業所で選任する場合。

<注：詳しくは、本紙内の「推進者の選任にあたっては」を参考にしてください。>

⑧ 産業分類：事業内容が複数に渡る場合は、主たる事業のみに○をつけてください。

(参考) 総務省統計局HP 「日本標準産業分類」 <http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm>

中小企業庁HP 「中小企業者の範囲」 http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_12.html

⑨ 企業規模：該当する記号に○をつけてください。

(参考) 中小企業庁HP 「中小企業の定義」 <http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

⑩ 推進者変更調べを提出する場合は、変更箇所の番号を記入してください。

	⑥ 企業全体で常時雇用する労働者数 推進者が所属する企業全体の常時雇用する労働者数※（本・支店等の全事業所合計）	⑦ 当該事業所で常時雇用する労働者数 推進者が所属する事業所の常時雇用する全労働者数※（同一雇用保険番号の全事業所を含む）	裏面 (支店、出張所、共同事業所等一覧)
事業所単独選任	当該事業所等の労働者数（本・支社、事業所等の労働者数）合計	当該事業所のみの労働者数（同一雇用保険番号の事業所も含める）	未記入
本社選任	当該本社の労働者数、同企業内において本社以外の支社、事業所等の労働者数合計	当該本社のみの労働者数（企業全体が同一雇用保険番号の場合は、左欄と同数）	推進者の所属する事業所以外の本・支社、事業所等の情報を事業所毎に全て記入（雇用保険番号が同一番号の場合は同一の番号を記入する）
共同選任	当該企業の本・支社、事業所等の労働者数合計	当該事業所のみの労働者数（同一雇用保険番号の事業所も含める）	

※「常時雇用する労働者」とは2ヶ月を超えて使用される者であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等である者をいいます。

職業能力開発推進者

選任
変更
解任

調べ

受付印

職業能力開発促進法第12条の規定による職業能力開発推進者の選任(変更・解任)状況については、次のとおりである。

平成24年7月

①雇用保険適用事業所番号	1234-123456-1																
フリガナ	カブシキガイシャ ショクギョウノウリヨクカイハツ 株式会社 職業能力開発																
②事業所の名称	代表者役職・氏名 代表取締役 職能太郎 																
③事業所の所在地	所在地 〒123-4567 東京都千代田区千代田0-0-0 電話番号 03 (3456) 0000																
④企業の主な事業内容	企業に係る職業能力開発の実施及び援助																
⑤企業の資本金の額	10,000,000円																
⑥企業全体で常時雇用する労働者数	150人																
⑦当該事業所で常時雇用する労働者数	100人(雇用保険適用事業所単位)																
⑧職業能力開発推進者役職・氏名	役職名 教育訓練部長 フリガナ キョウイク タロウ 氏名 教育 太郎 (全1人) 電話番号 03 (3456) 0000 FAX 03 (3456) 0000 e-mail t-kyouiku@javada.or.jp																
⑨選任基準 (該当する番号に○)	①事業所単独選任 ②本社選任 ③共同選任 (原則は事業所単独選任。複数の雇用保険適用事業所の推進者を兼ねる場合、本社選任又は共同選任。)																
⑩産業分類 (該当する記号に○)	A 農業、林業 B 渔業 C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品販賣業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業(他に分類されないもの) S 公務(他に分類されるものを除く) T 分類不能の産業																
⑪企業規模 (該当する記号に○)	A 大企業 B 中小企業 中小企業の範囲は、以下の表に該当するものをいう。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本金の額</th> <th>労働者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業(飲食店を含む)</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>その他の業種</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>		区分	資本金の額	労働者数	小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	その他の業種	3億円以下	300人以下
区分	資本金の額	労働者数															
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下															
卸売業	1億円以下	100人以下															
サービス業	5,000万円以下	100人以下															
その他の業種	3億円以下	300人以下															
⑫その他の (変更の場合は、変更箇所の番号の記入をお願いします。)																	

(注)1.「解任」とは、事業所の廃止又は統合もしくは選任基準の変更により、当該事業所において推進者を選任しなくなった場合をいいます。

2. 一つの事業所に職業能力開発推進者が2人以上選任されている場合には、職業能力開発サービスセンター等との連絡に関する業務を担当する推進者の方をご記入下さい。
3. 推進者全員の人数について(全○人)に記入して下さい。(1人の場合は1と記入して下さい。)
4. 本社選任の場合は支店・出張所等を、共同選任の場合は共同事業所等を裏面に記入又は同様の様式で作成したものを添付して下さい。
5. 「企業全体で常時雇用する労働者数」とは、推進者が所属する企業の本社・支店・事業所等の合計労働者数をいいます。
6. 当該様式に記載された情報については、厚生労働省に提出され、個人情報保護法に基づき、職業能力開発支援に必要となる範囲内で、厚生労働省・中央・都道府県職業能力開発協会(職業能力開発サービスセンター)において利用させていただく場合があります。

裏面

[支店、出張所等一覧表
共同事業所等一覧表]

受付印	
-----	--

	雇用保険適用事業所番号	事業所の名称	産業分類	事業所の常時雇用労働者数
1	9876-987654-9	株式会社 職業能力開発 東京事業所	R	50
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

雇用保険適用事業所番号

- 推進者の所属する事業所等とその他の事業所等の雇用保険適用事業所番号が同一の場合であっても各々記入します。
- 「職業能力開発推進者選任調べ」提出後に雇用保険適用事業所番号に変更がある場合は、「変更調べ」の提出をお願いします。

事業所の名称

- 推進者の所属事業所等以外の事業所名（共同選任企業、支社、営業所等）を記入します。

産業分類

- 分類記号（A～T）及び対応する大分類名称を事業所ごとに記入します。

事業所の常時雇用労働者数

- 裏面は選任基準が本社選任、共同選任の場合に、推進者の所属していない企業（事業所等）が常時雇用している労働者数を事業所ごとに記入します。

※ この欄で不足する場合又は別途作成して添付する場合は、同様の様式で作成して添付すること。

推進者の選任に当たっては

推進者は、従業員の職業能力開発及び向上に関する、企画や訓練の実施に関する権限を有する方から選任されるのが望されます。

具体的には

教育訓練部門の部課長、それ以外の部署・事業所においては労務・人事担当部課長などが選任されています。

推進者は、各事業所（支店、工場、営業所等）で1人以上選任する「事業所単独選任」が基本です。もし、適任の方がいらっしゃらない場合には、「本社選任」若しくは「共同選任」で推進者を選任できます。

選任基準は

所属する事業所に適任の者がいる。

所属する事業所に適任の者はいないが、本社にはいる。

従業員の職業能力開発は、他の事業所と共同で行っており、その事業所に適任の者がいる。

事業所単独選任

事業所単位ごとに1人以上の推進者を選任することを“**事業所単独選任**”といいます。原則としては事業所単位で、難しい場合は、右記の「本社選任」「共同選任」をお願いします。

本社選任

常時雇用する労働者数が100人以下の小規模な事業所等において、本社の推進者が複数の事業所等（支店、工場、営業所等）の推進者を兼ねることを“**本社選任**”といいます。

共同選任

2以上の事業主が共同して職業訓練を行う場合、ある事業所の方が代表して複数の事業所等の推進者を兼ねることを“**共同選任**”といいます。

- 職業能力開発推進者の選任調べに関する情報については「**個人情報保護法**」に則し、その漏えい、滅失、き損の防止その他の適切な管理のための必要な措置を講ずるとともに、その正確性を確保するよう努めています。
- 推進者の選任及び「職業能力開発推進者選任調べ（写）」の提出は、国（都道府県労働局）が実施する「成長分野等人材育成支援事業」の支給要件に含まれています。詳しくは国（都道府県労働局）へお尋ねいただくか、厚生労働省HP（<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/f-top.html>）をご覧ください。

参考資料産業分類表

	大分類	中分類	小分類
A	農業・林業	農業	耕種農業、園芸サービス業
		林業	育林業、その他の林業
B	漁業	漁業（水産養殖業を除く）	海面漁業、内水面漁業
		水産養殖業	海面養殖業、内水面養殖業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業	金属鉱業、その他の鉱業
D	建設業	総合工事業	一般土木建築工事業、建築リフォーム工事業
		職別工事業（設備工事業を除く）	大工工事業、その他の職別工事業
		設備工事業	電気工事業、その他の設備工事業
E	製造業	食料品製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰、果実缶詰、農産保存食料品製造業、調味料製造業、糖類製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、動植物油脂製造業、その他の食料品製造業
		飲料・たばこ・飼料製造業	清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）、製氷業、飼料・有機質肥料製造業
		繊維業	製糸業、紡績業、化學繊維、ねん糸等製造業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、綿・網・レース・織維粗製品製造業、外衣・シャツ製造業（和式を除く）、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・織維製身の回り品製造業、その他の織維製品製造業
		木材・木製品製造業	製材業、木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、木製容器製造業（竹、とうを含む）、その他の木製品製造業（竹、とうを含む）
		家具・装備品製造業	家具製造業、建具製造業、その他の家具・装備品製造業
		パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業、その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
		印刷・同関連業	印刷業、製版業、印刷関連サービス業
		化学工業	化学肥料製造業、有機化学工業製品製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、その他の化学工業
		石油製品・石炭製品製造業	石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）、コークス製造業、舗装材料製造業、その他の石油製品・石炭製品製造業
		プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラスチック板・棒・管・燃手・異形押出製品製造業、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業、工業用プラスチック製品製造業、発泡・強化プラスチック製品製造業、その他のプラスチック製品製造業
		ゴム製品製造業	タイヤ・チューブ製造業、ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業、その他のゴム製品製造業
		なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革製造業、その他のなめし革製品製造業
		窯業・土石製品製造業	ガラス・同製品製造業、セメント・同製品製造業、建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）、陶磁器・同関連製品製造業、耐火物製造業、炭素・黒鉛製品製造業、研磨材・同製品製造業、骨材・石工品等製造業、その他の窯業・土石製品製造業
		鉄鋼業	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、表面処理鋼材製造業、鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業
		非鉄金属製造業	非鉄金属第1次製鍊・精製業、非鉄金属第2次製鍊・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、非鉄金属・同合金圧延（抽伸・押出を含む）、その他の非鉄金属製造業
		金属製品製造業	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、暖房装置・配管工事用附属品製造業、建設用金属製品製造業（鋳造板金業を含む）、金属素材形材製品製造業、その他の金属製品製造業
		はん用機械器具製造業	ボイラ・原動機製造業、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業
		生産用機械器具製造業	農業用機械器具製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、織機機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械器具製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業
		業務用機械器具製造業	事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業
		電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
		電気機械器具製造業	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電子応用装置製造業・電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業
		情報通信機械器具製造業	通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業
		輸送用機械器具製造業	自動車・同附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業
		その他の製造業	貴金属・宝石製品製造業、装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）、時計・同部分品製造業、楽器製造業・かん具・運動用具製造業・ペン・鉛筆・繪画用品・その他の事務用品製造業、漆器製造業、壺等生活雑貨製品製造業、他に分類されない製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	電気業
		ガス業	ガス業
		熱供給業	熱供給業
		水道業	上水道業、工業用水道業、下水道業
G	情報通信業	通信業	固定電話通信業、電気通信に附帯するサービス業
		放送業	公共放送業（有線放送業を除く）、民間放送業（有線放送業を除く）、有線放送業
		情報サービス業	ソフトウェア業・情報処理・提供サービス業
		インターネット付随サービス業	インターネット付随サービス業
		映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給業・音声情報制作業・出版業・広告制作業・映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
H	運輸業、郵便業	鉄道業	鉄道業
		道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業
		道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業、その他の道路貨物運送業
		水運業	外航汽船業、船舶貨物業
		航空運輸業	航空運送業、航空機使用業（航空運送業を除く）
		倉庫業	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）、冷蔵倉庫業
		運輸に付帯するサービス業	港湾運送業、その他の運輸に附帯するサービス業
I	卸売業、小売業	郵便業（信書便事業含む）	郵便業（信書便事業を含む）
		各種商品卸売業	各種商品卸売業
		織維・衣服等卸売業	織維品卸売業（衣服・身の回り品を除く）、衣服卸売業・身の回り品卸売業
		飲食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業
		建築材料・鉱物・金属材料等卸売業	建築材料卸売業、化学製品卸売業・石油・鉱物卸売業、鉄鋼製品卸売業、非鉄金属卸売業、再生資源卸売業
		機械器具卸売業	産業機械器具卸売業、自動車卸売業、電気機械器具卸売業、その他の機械器具卸売業
		その他の卸売業	家具・建具・じゅう器等卸売業、医薬品・化粧品等卸売業、紙・紙製品卸売業、他に分類されない卸売業
		各種商品小売業	百貨店・総合スーパー、その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
		織物・衣服・身の回り小売業	呉服・服地・寝具小売業・靴・履物小売業、その他の織物・衣服・身の回り品小売業
		飲食料品小売業	各種飲食料品小売業・野菜・果実小売業・食肉小売業・鮮魚小売業・酒小売業・菓子・パン小売業、その他の飲食料品小売業
		機械器具小売業	自動車小売業・自転車小売業・機械器具小売業（自動車・自転車を除く）
		その他の小売業	家具・建具・臺・小売業・じゅう器・小売業・医薬品・化粧品・小売業・農耕用品小売業・燃料小売業・書籍・文房具小売業・スポーツ用品・かん具・娛樂用品・楽器小売業・写真機・時計・眼鏡小売業、他に分類されない小売業
		無店舗小売業	通信販売・訪問販売小売業・自動販売機による小売業、その他の無店舗小売業

	大分類	中分類	小分類
J 金融業、保険業	銀行業	中央銀行、銀行（中央銀行を除く）	
	協同組織金融業	中小企業等金融業、農林水産金融業	
	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	貸金業、クレジットカード業、割賦金融業、その他の非預金信用機関	
	金融商品取引業、商品先物取引業	金融商品取引業、商品先物取引業、商品投資業	
	補助的金融業等	補助的金融業、金融附帯業、信託業、金融代理業	
K 不動産業、物品販賣業	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	生命保険業、損害保険業、共済事業・少額短期保険業、保険媒介代理業、保険サービス業	
	不動産取引業	建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業	
L 学術研究、専門・技術サービス業	不動産販賣業・管理業	不動産販賣業（貸家業、賃間業を除く）、不動産管理業	
	物品販賣業	各種物品販賣業、その他の物品販賣業	
	学術・開発研究、専門・技術サービス業	自然科学研究所、人文・社会科学研究所	
M 宿泊業、飲食サービス業	専門サービス業	法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイナ業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、純粋持株会社、その他の専門サービス業	
	広告業	広告業	
	技術サービス業	獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の技術サービス業	
N 生活関連サービス業、娯楽業	宿泊業	旅館、ホテル、その他の宿泊業	
	飲食店	食堂、レストラン（専門料理店を除く）、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、その他の飲食店	
	持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業	
O 教育、学習支援業	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業、美容業、一般公衆浴場業、その他の公衆浴場業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業	
	その他の生活関連サービス業	旅行業、他に分類されない生活関連	
P 医療、福祉	娯楽業	映画館、競輪・競馬等の競走場、競技団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、その他の娯楽業	
	学校教育	幼稚園、小学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、高等教育機関、専修学校、各種学校、学校教育支援機関	
Q 複合サービス事業	その他の教育、学習支援業	社会教育、学習塾、教養・技能教授業、他に分類されない教育、学習支援業	
	医療業	病院、一般診療所、医療に附帯するサービス業	
R サービス業（他に分類されないもの）	保健衛生	保健所、その他の保健衛生	
	社会保険・社会福祉・介護事業	社会保険事業団体、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業	
S 公務（他に分類されるものを除く）	郵便局	郵便局、郵便局受託業	
	廃棄物処理業	農林水産業協同組合（他に分類されないもの）、事業協同組合（他に分類されないもの）	
T 分類不能の産業	自動車整備業	一般廃棄物処理業 その他の廃棄物処理業	
	機械等修理業（別掲を除く）	自動車整備業	
	職業紹介・労働者派遣業	機械修理業（電気機械器具を除く）、その他の修理業	
	その他の事業サービス業	職業紹介業、労働者派遣業、	
	政治・経済・文化団体	速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、他に分類されない事業サービス業	
	宗教		
	その他のサービス業	集会場、他に分類されないサービス業	
	外国公務		
S 公務（他に分類されるものを除く）	国家公務		
T 分類不能の産業	地方公務		
T 分類不能の産業	分類不能の産業		

中小企業者の定義

	業種	中小企業基本法の定義
中小企業者の定義 (中小企業庁HP「中小企業者の定義」より)	卸売業	資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
	小売業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
	サービス業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
	製造業その他	資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社または常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

※ 株式会社日本政策金融公庫法等の中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業（一部を除く）は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウエア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業としています。

中小企業者の範囲

	大分類	中分類	小分類
卸売業	卸売業、小売業	各種商品卸売業 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	織維・衣服等卸売業 機械器具卸売業 その他の卸売業
小売業		各種商品小売業 機械器具小売業	織物・衣服・身の回り小売業 その他小売業 無店舗小売業
	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	持ち帰り・配達飲食サービス業
	情報通信業	放送業	情報サービス業
	不動産業・物品販賣業		
		物品販賣業	
サービス業	学術研究、専門・技術サービス業 宿泊業、飲食サービス業 生活関連サービス業、娯楽業 教育・学習支援業 医療、福祉 複合サービス事業 サービス業（他に分類されないもの）	宿泊業	
製造業、その他	上記以外のすべて		映像情報制作・配給業、音声情報制作業、広告制作業 映像、音声・文字情報制作に附帯するサービス業 駐車場業 ただし旅行業は除く